

令和7年度桜井市被災者支援システム一式に係 る調達仕様書

桜井市

1. 概要

本業務は、本市において災害が発生した際に災害対策基本法第90条の2において定められた罹災証明書の発行、及び、同法90条の3に定められた被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）作成機能を備えることにより、迅速かつ公平な被災者の生活再建支援業務体制の確立を目的とし、大規模災害発生に対応するため、建物の被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の管理を一連の流れで取扱うことができ、緊急時にも迅速に対応可能なシステムを調達するものとする。

2. 基本方針

- (1) 本業務は、未経験者でも調査可能な簡易な調査手法とわかりやすい調査員トレーニングプログラムを備え、標準化された業務フローやトレーニングプログラムにより住家被害認定調査員や証明書発行担当者の確保等ができ、罹災証明書発行が円滑に行え、被災者台帳が整備できるといった、効果的な被災者支援が可能なシステム（以下、「本システム」という。）とすること。
- (2) 本業務において、円滑かつ的確な業務遂行を図るため、システムの機能等を十分に活用できるようにするとともに、特に以下に挙げる点を、システム及び付随した機能についての必須要件とする。
 - ① 調査計画策定、住家被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳、避難行動要支援者名簿管理機能が実現できること。
 - ② 災害時においてライセンス等に関する増減をフレキシブルに実現できること。また、庁舎等が被災した際にもシステム活用できるよう、LGWAN-ASPに登録されたクラウドサービスであること。
 - ③ 住家被害認定調査結果を効率的かつ短時間でデータ化する仕組みとして、モバイル端末による調査ができる仕組みを有すること。
 - ④ 住家被害認定調査で使用する調査票が、最新の内閣府指針と災害時の実態や効率的運用を考慮し、調査員がフローチャートにより簡易に調査できること。
 - ⑤ 住家被害認定調査の調査結果および調査写真は、LGWAN-ASPを通してダウンロードが可能なこと。
 - ⑥ 罹災証明書の発行において、被害認定調査結果、住民情報、家屋情報のデータを地図上で名寄せする機能等、作業時間の短縮、ミスのない作業の実現できる仕組みを有していること。
 - ⑦ 被災者台帳を作成し、各種支援施策を一元的に管理することができること、また、台帳の作成においては、被災自治体で実際に使われた被災者支援業務テンプレートを活用できること。
 - ⑧ 被災者台帳の情報と避難行動要支援者の情報が連携できること。
 - ⑨ 被災地での知見、法令等にあわせてシステムの性能改善ができること。
 - ⑩ 過去5年の被災者生活再建支援法が適用された災害においてシステム活用された実績があること。
 - ⑪ 国内で同種同規模のシステム導入実績があること。
 - ⑫ 全国共通パッケージシステムとして国内の自治体(300自治体以上)へ、有償で導入されており、災害時に円滑な応援受援が見込めること。
 - ⑬ システム導入ユーザーで構成されるユーザー会が発足され、システム導入ユーザー同士の情報交流や応援受援を支援する体制が構築されていること。

3. 体制

- ・受注者はシステムを構築にあたり、業務計画を立案し、適切な業務管理を実施すること。
- ・必要なスキル及び経験を有するメンバーを配置し、業務遅延等が生じた場合においても、従事者、労働環境が守られるよう対策を講じた体制を整えること。

- ・住家被害認定調査に関わる研修を実施することができ、実災害の被災地での研修経験を持つ講師を有していること。

4. 業務概要

(1) 本システムの調達範囲

① 被災者支援機能の提供

- ・被災者支援システムの利用に必要な工事や設定を行う。
- ※システムへのデータ取り込みに伴うデータ加工については調達範囲外

② 住家被害認定モバイル調査機能の提供

- ・住家被害認定調査のモバイル端末での利用に必要な工事や初期設定を行う。

③ 画像格納サーバの提供

- ・被災者支援機能で庁外ネットワークを介さずに住家被害認定調査画像を閲覧する環境を提供する。

④ 本システムに必要なハードウェア及びソフトウェア

モバイルシステム管理端末1台、画像格納サーバ1台、タブレット端末1台、モバイルルーター1台

(2) システム構成

本システムは以下の構成での利用を基本とする。必要なネットワーク設定などは市と協議の上、決定すること。

① 被災者支援機能

LGWAN-ASPサービスを通して市の基幹系端末から行う。

② 住家被害認定モバイル調査機能

インターネットに接続されたPC、モバイル端末から行う。

③ 画像格納サーバ

LGWAN環境に構築を行う。

(3) システム規模

システム規模については下表に示す数量を提供できるものとする。

ア 被災者支援システム

i. 災害データベース数

項目	数量
災害データベース数	2

ii. システムを利用可能なユーザー数

項目	数量
り災証明書発行可能及び避難行動要支援者管理可能ユーザー数	1
被災者台帳を活用した各種支援施策作成可能ユーザー数	5

イ 住家被害認定調査モバイルシステム

i. モバイル調査を利用可能なユーザー数

項目	数量
モバイル調査利用可能ユーザー数	1

ウ 損害割合カリキュレータ

i. 損害割合カリキュレータを利用可能なユーザー数

項目	数量
損害割合カリキュレータを利用可能なユーザー数	1

(4) システム動作要件(ハードウェアおよびソフトウェア等)

ハードウェア要件は、次のとおりとする。

① 被災者支援システム

画像格納用サーバ

要件名	要件詳細
ハードウェア条件	HDD:4TB、LANポート
OS、ソフトウェア条件	Webサーバ機能 ※IIS等HTTP通信が可能なこと WEBサーバとして動作可能なこと
保守	5年間オンサイト保守
台数	1台

② 住家被害認定調査モバイルシステム

i. 管理端末

要件名	要件詳細
ハードウェア条件	メモリ:2GB以上 CPU: 2.2GHz以上(ハイパースレッティングまたはマルチコアを推奨) プロセッサ: Intel Pentium 4、Intel Core Duo、 または Xeon プロセッサ (SSE2 以上) USBポート:あり
OS条件	・Windows11 Pro、Windows11 Enterprise (64ビット) ・Windows 10 Pro および Windows 10 Enterprise バージョン1809 (64 ビット)以上
ソフトウェア条件	Microsoft Excel: マイクロソフト社がサポートしているバージョン Webブラウザ: Chrome、Edge (Chromium) OpenGL: バージョン2.1以降
保守	5年間オンサイト保守、アンチウイルスソフト5年1ライセンス
台数	1台

ii. タブレット端末

要件名	要件詳細
ハードウェア条件	メモリ:6GB以上 SDカード:推奨 カメラ:あり GPS:あり SIMスロット:なし インターネット接続 : あり
OS条件	Windows 11 Pro Windows 10 Pro Android:13.0以降 iPadOS:16.7.10 以降

ソフトウェア条件	Android版:Chrome(125以降)、Survey123 iOS:Safari(16.6以降)、Survey123 Windows版:Chrome(125以降)、Edge(125以降)、Survey123
その他	アプリのインストールに制限がないこと
保守	2年間補償サービス
台数	1台

iii. モバイルルーター

テレネット株式会社 災害備蓄用モバイルルーター N3アクセス 1台

※通信料については本市負担とする。

5. 機能要件

(1) 基本システム

- ・本システムはLGWAN-ASPサービスを活用した被災者支援機能及び住家被害認定調査機能を活用したオンライン調査が可能なシステムで構築することとし、住家被害認定調査機能から、罹災証明書発行、被災者台帳による支援、避難行動要支援者機能まで一連で作成・運用することが可能な機能を有する。
- ・本システム導入において、被災者台帳作成等の業務を実施するにあたり、住民基本台帳情報や家屋情報等の必要なデータの取込ができる機能を有していること。
- ・調査写真を格納、また管理でき、被災者支援システムから参照することができる機能を有すること。
- ・産官学連携での長年の実際の被災地での研究の成果として、標準化された業務フローを提案できること。

(2) 住家被害認定モバイル調査機能

- ・調査計画の策定を効率化し、被害状況を公正に判定でき、専門知識の無い職員でも住家被害認定調査を実施できる機能を有すること。
- ・住家被害認定調査を効率的かつ短時間でデータ化する仕組みとして、モバイル端末を活用した調査をすることができる機能を有しており、モバイル端末により調査位置等の登録、調査データ入力等の調査機能を活用できる機能を有すること。
- ・内閣府の調査指針に基づいた住家被害認定調査を実施するためのフローチャート化した調査票に基づき、紙調査・モバイル調査を併用できること。
- ・事前情報なく現地ですぐに住家被害認定調査が実施でき、その後の罹災証明書発行に活かせること。
- ・モバイル端末上で作成したデータをオンラインでクラウドシステムと連携できる機能を有すること。
- ・通信が不通の場合を想定し、通信がオフラインな状況においても調査実施及びデータ保存が可能であること。
- ・二次調査の図面作成や損害割合(損傷程度と損傷率)の自動計算をタブレットを活用してできること。

(3) 罹災証明書発行機能

- ・被害認定調査結果、住民情報、家屋情報のデータを地図上で名寄せする機能等、作業時間の短縮、ミスのない作業の実現できる仕組みを有していること。
- ・罹災証明書、建物所有者向けの被災証明書、動産向けの被災届出受理証の発行に対応していること。
- ・住家被害認定モバイル調査機能で作成したデータを活用できるシステムを有すること。

(4) 被災者台帳作成・管理機能

- ・罹災証明書の内容に応じて庁内横断的に実施する被災者支援の状況をデータベース化した被災者

台帳の作成・利用を可能とする機能を有すること。

- ・罹災証明書の発行記録と被災者台帳上の被災者を自動的に紐付けることが可能なこと。
- ・支援業務の作成においては、被災自治体で実際に使われた被災者支援業務テンプレートを活用できること。
- ・必要に応じて、支援業務の項目追加や進捗管理が可能なこと。
- ・被災者台帳に避難行動要支援者の情報が連携できること。
- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報が同一システム上で管理できること。

(5) 避難行動要支援者管理機能

- ・避難行動要支援者の名簿を個票で管理できること。
- ・避難行動要支援者の情報を地図上で管理し、個別避難計画を作成する機能を有すること。
- ・避難行動要支援者の管理項目の情報と位置情報を組み合わせた検索ができること。
- ・避難行動要支援者の基本情報、安否情報、避難先情報等を被災者台帳へ連携し避難行動要支援者への支援に活用できること。

6. 非機能要件

(1) 法改正等への対応

- ・本システムは受託者の判断により、被災地等の現場での利用や法令改正、性能改善によりバージョンアップ対応を行うこと。

7. 拡張性

- ・今後のシステムのバージョンアップ、他システムとの連携等、将来的に拡張性のあるシステムを提供すること。